

【家賃補助金 Q&A】

Q1：この補助金を利用できる条件は何ですか。

A1：新たに民間賃貸住宅に居住地を定め、2年以上定住の意思があることが対象となります。また町税・その他納付金等に滞納がないこと等が条件となります。

Q2：移住者の条件は何ですか。

A2：当町に5年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後3年以内である者が条件となります。ただし、企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録された者は除きます。

Q3：契約を更新した場合は、補助金の対象となりますか。

A3：更新の場合は対象となりません。

Q4：補助金の月額はどうのように決定されますか。

A4：月額家賃から確実に自己負担いただく20,000円と勤務先等から支給される住居手当を除いた額が補助金の額となります。ただし、対象者が移住者の場合には、補助金の限度額は月額30,000円です。対象者が移住者以外の者である場合には、補助金の限度額は月額20,000円となります。

Q5：補助金の開始はいつからで、支給期間はいつまでですか。

A6：補助金の開始は交付申請した日の属する月の翌月からとなり、支給期間は12ヶ月です。

Q7：町内のアパートから転居して新たに契約をした場合は、補助金の対象となりますか。

A7：対象者の条件を満たす場合は、対象となります。

Q8：親族が所有する賃貸住宅に居住する場合は、補助金の対象となりますか。

A8：2親等以内の親族が所有する賃貸住宅の場合は対象となりません。

Q9：補助期間中に民間賃貸住宅に転居した場合はどうなりますか。

A9：対象条件を満たす場合は、継続して補助金を受けることができます。なお、その場合は変更申請が必要となります。

Q10：補助金の申請はいつまでに行えばよいですか。

A10：対象条件を満たしたときから、原則3ヶ月以内に申請してください。

※上記は事例の一部です。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

平内町 企画政策課

電話：017-718-1325